

溶融スラグ有効利用ガイドライン

【運用編】

令和3年4月

令和5年4月 改定

東広島市、竹原市、大崎上島町

広島中央環境衛生組合

(株)広島中央クリーンシステム

目 次

1	目的	1
2	適用範囲	1
3	利用用途	1
4	適用期日	1
5	再生加熱アスファルト混合物用骨材への利用	2
5.1	対象とする混合物の種類	2
5.2	積算単価	2
5.3	施工時の留意事項	2
6	プレキャストコンクリート製品用骨材への利用	3
6.1	対象とするプレキャストコンクリート製品の種類	3
6.2	積算単価	4
6.3	施工時の留意事項	4
7	再生路盤材用混合骨材への利用	5
7.1	対象とする資材	5
7.2	積算単価	5
7.3	施工時の留意事項	5
8	埋戻材への利用	6
8.1	利用用途	6
8.2	積算方法	6
8.3	供給範囲	6
8.4	施工時等の留意事項	6
9	溶融スラグ利用事務手続き	
9.1	埋戻材用溶融スラグ利用事務手続き	7
9.2	再生加熱アスファルト混合物用溶融スラグ利用事務手続き	8

1 目的

本ガイドライン【運用編】は、「溶融スラグ有効利用ガイドライン【品質編】」（以下「品質編」という。）を円滑に運用していくことを目的に作成するものです。

2 適用範囲（品質編P.1）

東広島市、竹原市、大崎上島町（以下「構成市町」という。）及び広島中央環境衛生組合（以下「組合」という。）が発注するすべての公共工事に適用します。

3 利用用途（品質編P.1）

再生加熱アスファルト混合物用骨材、プレキャストコンクリート製品用骨材、再生路盤材用混合骨材、埋戻材及びその他

4 適用期日

令和4年10月1日に積算する工事から適用

5 再生加熱アスファルト混合物骨材への利用（品質編P. 4、11）

5.1 対象とする混合物の種類

溶融スラグを再生加熱アスファルト混合物用骨材として使用する種類は、次のとおりとします。

- ① 再生粗粒度アスファルト混合物(20) [基層用]
- ② 再生密粒度アスファルト混合物(20) [表層用]
- ③ 再生密粒度アスファルト混合物(13) [表層用]

5.2 積算単価

溶融スラグ入り再生加熱アスファルト混合物の積算単価は、溶融スラグを含まない同一種類の再生加熱アスファルト混合物と同一単価とします。

5.3 施工時の留意事項

- (1) 特記仕様書にスラグ利用に関する内容を明記してください。
- (2) 特別な事情により、溶融スラグ入り再生加熱アスファルト混合物を使用できない場合、溶融スラグを含まない同一種類の再生加熱アスファルト混合物で施工してください。

6 プレキャストコンクリート製品用骨材への利用（品質編P. 5、14）

6.1 対象とするプレキャストコンクリート製品の種類

承認を受け、溶融スラグをプレキャストコンクリート製品用骨材として利用できるプレキャストコンクリート製品の種類は、下記の表のとおりです。

なお、製品は製造メーカーの意向に基づき製図していただいているため、汎用性及び利用頻度等の理由により変動することがあります。

JIS A 5371

大分類	小分類	区分	
舗装・境界ブロック類	舗装	平板	
		インターロッキングブロック	
	境界ブロック	片面歩車道境界ブロック（水抜、R、乗入含む）	A
		両面歩車道境界ブロック（水抜、R、乗入含む）	A
		地先境界ブロック（R含む）	A

JIS A 5372

大分類	小分類	区分	
路面排水溝類	上ぶた式 U 形側溝	本体 1 種	240
		国土交通省 PU1 型	300A
			300B
			300C
		ふた 1 種	240
		国土交通省 PC1 型	300
	落ちふた式 U 形側溝	ふた 2 種	240
		国土交通省 PC2 型	300
		本体 1 種	250
		国土交通省 PU2 型	300A
			300B
			300C
		本体 3 種	250
		国土交通省 PU3 型	300A
	300B		
	300C		
ふた 1 種	250		
国土交通省 PC3 型	300		
ふた 3 種	250		
国土交通省 PC4 型	300		

6. 2 積算単価

溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品の積算単価は、溶融スラグを含まない同一種類のプレキャストコンクリート製品と同一単価とします。

6. 3 施工時の留意事項

- (1) 特記仕様書にスラグ利用に関する内容を明記してください。
- (2) 特別な事情により、溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品を使用できない場合、溶融スラグを含まない同一種類のプレキャストコンクリート製品で施工してください。

7 再生路盤材用混合骨材への利用（品質編P.17）

7.1 対象とする資材

溶融スラグを再生路盤材用混合骨材として使用する資材は、次のとおりとします。

- ① 再生クラッシャーラン
- ② 再生アスファルト安定処理路盤材

7.2 積算単価

溶融スラグ入り再生路盤材の積算単価は、溶融スラグを含まない同一種類の再生路盤材と同一単価とします。

7.3 施工時の留意事項

- (1) 特記仕様書にスラグ利用に関する内容を明記してください。
- (2) 特別な事情により、溶融スラグ入り再生路盤材を使用できない場合、溶融スラグを含まない同一種類の再生路盤材で施工してください。

8 埋戻材への利用（品質編P.19）

8.1 利用用途

埋戻材は、主に砂の代替材として埋戻しに利用します。（例：道路下に埋設した下水道管、水道管及び電線共同溝等の管巻き材等）

8.2 積算方法

埋戻材用溶融スラグの積算単価は、組合において定めた単価とします。また、積算単価は5地区（①旧東広島市＋黒瀬町②福富町＋豊栄町＋河内町③安芸津町④竹原市⑤大崎上島町）における運搬費込みの単価とします。

販売方法は、溶融スラグ販売者（株式会社エヌジェイ・エコサービス）による工事現場引き渡しとします。株式会社エヌジェイ・エコサービスは、スラグストックヤードでの保管及び工事現場までの運搬を行い販売します。

積算方法は、現場着荷の再生砂等と同じ扱いとします。

8.3 供給範囲

供給範囲は構成市町内とします。

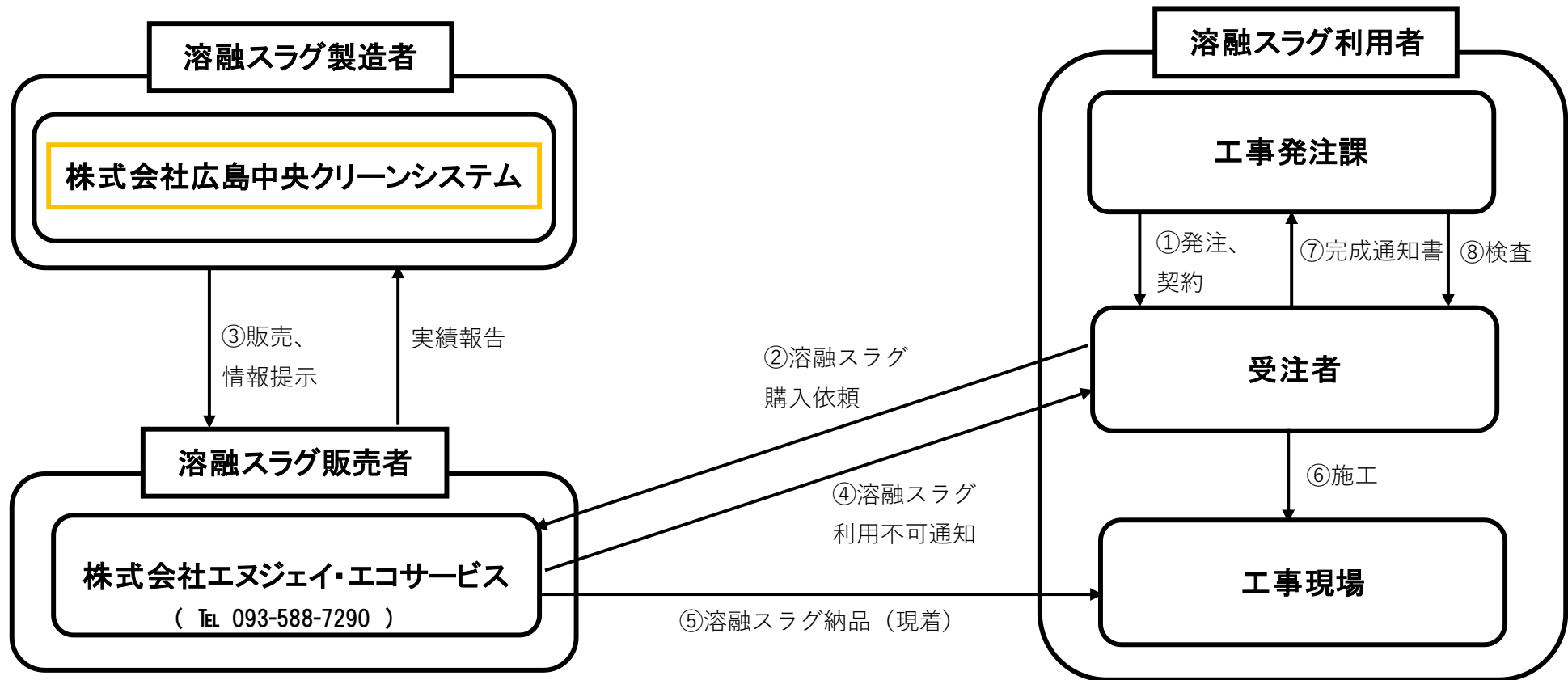
8.4 施工時等の留意事項

事務手続きについては、「埋戻材用溶融スラグ利用事務手続き」に基づき行ってください。

- （1）発注者（工事発注課）は、特記仕様書にスラグ利用に関する内容を明記してください。
- （2）受注者は、溶融スラグの購入依頼を販売者（株式会社エヌジェイ・エコサービス）へ行います。
- （3）溶融スラグの利用可否について、株式会社エヌジェイ・エコサービスから通知されます。
- （4）「溶融スラグ利用可」と回答があった場合、株式会社エヌジェイ・エコサービスから工事現場に溶融スラグが納品されます。（現着）
- （5）「溶融スラグ利用不可」と回答があった場合、発注者及び受注者は必要に応じて変更契約をし、再生砂等をご使用ください。

9 溶融スラグ利用事務手続き

9.1 埋戻し材用溶融スラグ利用事務手続き



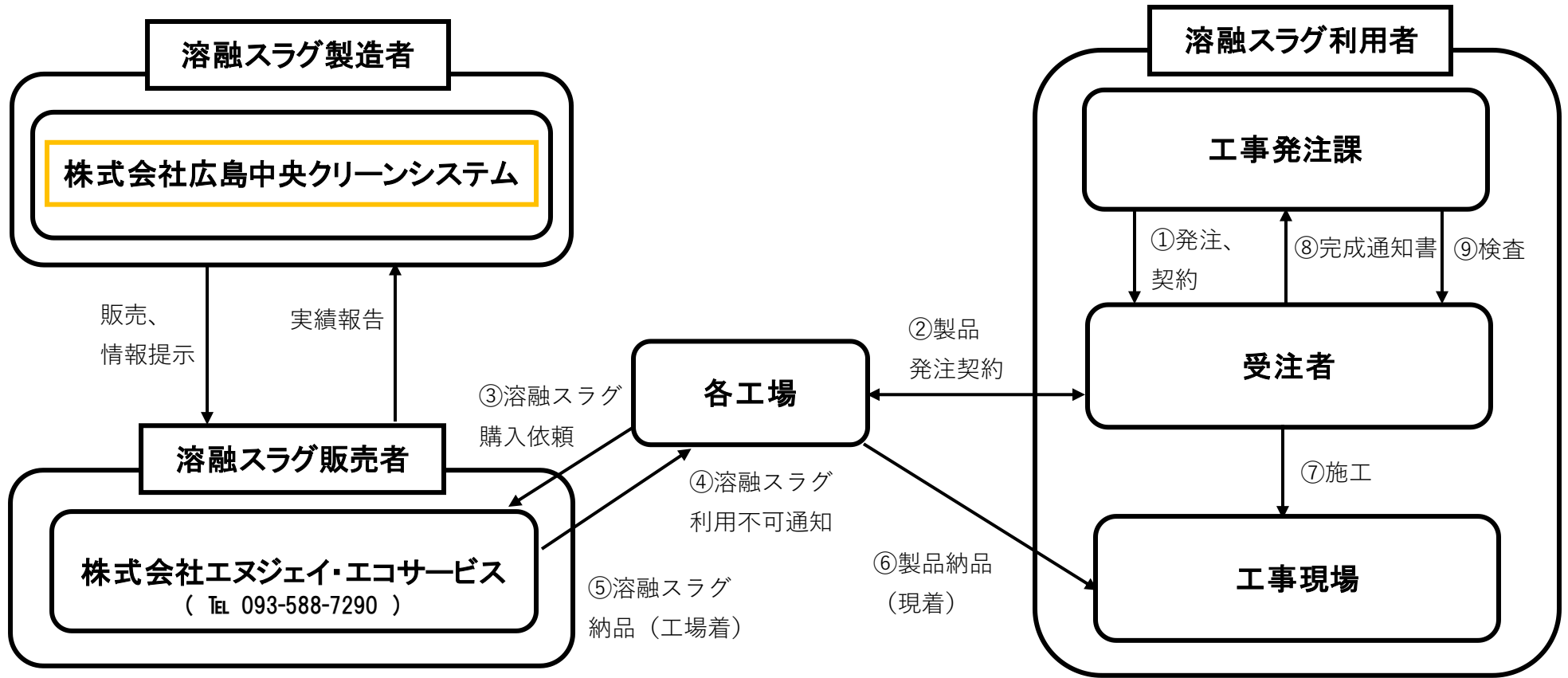
※: ① 工事発注課は、溶融スラグ供給対象範囲において、発注工事の材料(再生砂等)を溶融スラグで設計する。

※: ② 受注者は溶融スラグ購入依頼を溶融スラグ販売者に連絡する。

※: ③④ 溶融スラグ販売者は受注者から依頼を受けた場合、溶融スラグ貯留量と今後の発生量を溶融スラグ製造者と協議したうえで溶融スラグの供給が困難と認められる場合には、直ちに「溶融スラグ使用不可通知」を工場経由で受注者に提出し、受注者は工事発注課の承諾を得て、当該工場で設計した溶融スラグをすべて再生砂等に変更する。

※: 工事発注課は受注者から「溶融スラグ利用不可」の報告を受けた場合、当該工事で設計に計上された溶融スラグをすべて再生砂の変更するなど、必要な手続きを行う。

9.2 再生加熱アスファルト混合物用溶融スラグ利用事務手続き
 ※プレキャストコンクリート製品用・再生路盤材混合用も同様



※:①工事発注課は、溶融スラグ供給対象範囲において、発注工事の製品(再生加熱アスファルト混合物)を溶融スラグ配合で設計する。

※:②受注者は溶融スラグ配合製品(再生加熱アスファルト混合物)を工場(アスファルト合材工場)に製品発注する

※:③工場は溶融スラグ購入依頼を溶融スラグ販売者に連絡する。

※:④⑤溶融スラグ販売者は工場から依頼を受けた場合、溶融スラグ貯留量と今後の発生量を溶融スラグ製造者と協議したうえで溶融スラグの供給が困難と認められる場合には、直ちに「溶融スラグ使用不可通知」を工場経由で受注者に提出し、受注者は工事発注課の承諾を得て、当該工場に設計した溶融スラグ配合製品をすべて従来細骨材配合製品等に変更する。

※:工事発注課は受注者から「溶融スラグ利用不可」の報告を受けた場合、当該工事で設計に計上された溶融スラグ配合製品をすべて従来細骨材配合製品に変更するなど、必要な手続きを行う。